

令和4年度としま男女共同参画推進プラン意見書に関する区の実施について

1 相談事業の充実について

意見書内容	意見書内容に関連する令和5年度の実施	令和6年度以降の実施予定	担当課
<p>区では、DV、女性、子ども・若者、高齢者、障害者などを対象として、様々な相談事業を実施している。相談者の個人情報に配慮しつつ、担当窓口間で連携し適切な支援につなげるとともに、事例検討や研修などを行いながら、全体的な相談の効果や質の向上に努めている。</p> <p>今後、さらなる相談事業の充実のため、以下について、実施を進めるよう要望する。</p> <p>(1)相談窓口について</p> <p>相談者によっては、年齢や心身の状態から自己の意思を十分に伝えることが難しい場合もある。相談者の状況を理解し、その思いや困りごとを細やかに汲み取って、必要な支援につなげられるよう相談員の一層の資質向上に努められたい。</p>	<p>区民相談コーナーは土・日も開庁し、広く日常生活全般についての相談を受けており、必要に応じて他課との連携を図る他、都や国、その他の専門機関をご案内している。また曜日により英語と中国語の外国語通訳者がおり、外国語による相談にも対応している。</p> <p>他にも、相談者の利便性のため、毎年度、区内外の各相談窓口をまとめた周知用資料「区民相談コーナーのご案内～お困りごとはありませんか～」を作成し公表している。</p> <p>窓口では相談者の状況に十分に配慮したうえで、その真意を汲み取るべく丁寧に対応している。</p> <p>また、相談員の資質向上のため適宜研修や事例検討を行っている。</p>	<p>引き続き、相談員の資質向上のための実施や各種制度情報の収集、相談者の気持ちに寄り添う丁寧な対応、関連する相談窓口情報の提供を行っていく。</p>	<p>区民相談課 男女平等推進センター</p>
<p>(2)DV被害者支援や加害者対策について</p> <p>第5次としま男女共同参画推進プランには加害者対策については記載されていないが、DVの根絶には加害者側の意識・行動変容が不可欠であることから、実施について検討を進められたい。</p> <p>また、被害者支援については、現在、避難などの被害者保護が中心となっているが、避難後の経済的支援も含めた多方面の実施を検討されたい。</p>	<p>被害者支援のための加害者対策の一つの手段として、国において令和4年度に加害者プログラムを試行実施し、実施のための留意事項などをまとめることとしており、今後その内容等を注視していく。区においては、新たな加害者を生まないために若年層を対象とした予防教育を強化推進するとともに、区民等を対象に誰もが持つアンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)やDVに関する理解の促進を図り、「暴力は決して許されるものではない」という地域づくりを推進していく。</p> <p>また、被害者の自立には、精神的ケアが欠かせないことから、DV被害者の自尊心が回復し、自分のために意思決定ができる力を取り戻せるよう、関係機関と連携し中長期的な精神的サポートを進めていく。さらに関係職員に向け、被害者が利用できる各種支援制度等について「DV被害者支援対応マニュアル説明会」の機会をとらえ周知していく。</p>	<p>被害者支援のための加害者対策については、国や都の動向を注視していくとともに、DVの加害者・被害者・傍観者にならないための必要な情報が必要な人に届くよう効果的な啓発・情報について検討していく。被害者支援については、関係機関等と連携しながら中長期的な精神的サポートを進めていくとともに、避難後の生活拠点の確保、就業支援、生活支援(経済的支援)等、被害者の段階に応じた自立支援策を関係機関と連携して確立していく。</p>	<p>男女平等推進センター 子育て支援課 子ども家庭支援センター 児童相談課</p>

2 アンコンシャスバイアスに関する取組について

意見書内容	意見書内容に関連する令和5年度の取組み	令和6年度以降の取組み予定	担当課
<p>性別などの違いにかかわらず、自分らしく生きられる男女共同参画社会実現の阻害要因の一つとして、固定的な性別役割分担意識や性差等に関するアンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）がある。</p> <p>誰もが持っているこのアンコンシャスバイアスにより、自分や相手の可能性を狭めたり、意図せず誰かを傷つけるというネガティブな影響を抑制するため、区民への周知啓発により意識向上を促すよう求める。</p> <p>区は、令和4年9月、区制90周年記念事業の一環として、区立中学校3年生にアンケートを実施し、内閣府が実施した全国男女20代～60代対象の調査結果と比較した。その結果、世代間で顕著な差がみられ、10代は他年代よりも全般的にアンコンシャスバイアスが少ないという状況が明らかになった。このことから、区民への周知啓発に際しては、柔軟性が期待でき、次世代を担う若年層に注力してアンコンシャスバイアスへの気づきと理解の促進を図ることがより効果的であるといえる。</p> <p>区は、今後も中学生がアンコンシャスバイアスに関し、気づき学ぶ機会を設けられたい。</p>	<p>令和4年度はアンコンシャスバイアスをテーマに区主催で複数の啓発事業を実施した。本アンケートもその一環である。世代間で顕著な差がみられるということ、周囲やメディア等の影響が大きいことに留意しつつ、引き続き、ジェンダー分野でのアンコンシャスバイアスに関する視点を啓発事業に取り入れていく。</p> <p>また、併せて、若年層への効果的な啓発の取組みについて検討を行う。</p>	<p>若年層やその保護者層への啓発事業を企画・実施していく。</p>	男女平等推進センター
	<p>9月に若手教員育成研修、人権教育研修において、本アンケート調査結果を活用し、教員へのアンコンシャスバイアスの理解を図り、学校の教育活動における注意点や児童生徒の学習での生かし方について演習を行う。</p>	<p>引き続き、アンコンシャスバイアスに関する研修を企画・実施していく。</p>	指導課

3 多様な性自認・性的指向関連事業の拡充について

意見書内容	意見書内容に関連する令和5年度の取組み	令和6年度以降の取組み予定	担当課
<p>区は平成31年4月に豊島区パートナーシップ制度を開始した。条例設置の制度としては、全国で初めてパートナーシップ制度を導入した渋谷区に次いで2番目であるなど、先進的なものであった。その後、全国各自治体で類似事業がスタートし、昨年11月には東京都も都パートナーシップ宣誓制度を創設、都内各自治体との連携協定により、制度利用者対象の事業相互活用を開始している。</p> <p>区制度利用者が活用できる事業として、区営住宅等の入居申込があるが、他自治体においては福祉、子育て分野での活用事例もある。区は、積極的に活用事業拡充を図られたい。</p> <p>また、パートナーシップ制度導入自治体増にみられるように、多様な性自認・性的指向の人々への支援は一定程度進んでいるといえるが、当事者への差別的言動や無理解、アウティングによる人権侵害、日常生活上の不便など解決すべき課題は多い。</p> <p>区は、今後も引き続き、当事者理解のための区民向け啓発事業の実施や、当事者支援の充実に取り組みられたい。</p>	<p>令和5年2月に他自治体のパートナーシップ制度利用者活用可能事業例を全庁に周知するとともに、区における活用可能事業を調査したところ、住宅分野のほか子育て・税分野の5事業が制度利用者を対象とするという回答であった。</p> <p>令和5年度も同様の取組みを行い、活用可能事業の拡充に努めていく。</p> <p>平成31年4月にパートナーシップ制度が導入されて5年目となる今年度は当事者理解のための講演会等啓発事業（主催・共催）の実施や新たに当事者のつながりの場構築などの事業を進める予定である。</p> <p>また、当事者支援の充実のため、制度の拡充を検討する。</p>	<p>引き続き、活用可能事業の拡充に努める。</p> <p>制度拡充検討の結果を受け、対応を進めていく。</p>	男女平等推進センター